

堺個審25-5-2号
(答申第176号)
令和8年5月7日

堺市教育委員会 様

堺市個人情報保護審議会
会長 岡本 大典

諮問に対する答申

令和7年12月1日付け堺教政第1132号で諮問のありました下記諮問案件について、審議の結果、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	開示請求に対する不開示決定処分を不服とする審査請求に係る審議
対象公文書	子の授業を受けた日数（月ごと）の表
実施機関 （処分庁）	堺市教育委員会 （教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課）
諮問実施機関 （審査庁）	堺市教育委員会 （教育委員会事務局 総務部 教育政策課）

答 申

第1 審議会の結論

令和7年12月1日付けで諮問のあった審査請求事案「子の授業を受けた日数（月ごと）の表」について、堺市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った不開示（保有していない）決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、令和7年4月2日、個人情報保護に関する法律77条1項の規定に基づき、「子のいじめ重大事態調査の件です。平成30年4月4日に調査依頼し、令和〇年〇月付調査報告書を提示されました。平成30年2月16日付開示請求し、同年3月7日に開示いただいた5・6年生の授業を受けられた日数（できれば月毎）の①表（同じもの）表は平成30年3月6日現在であるが、②小学校卒業までのもの表では6年下段で別室での出席数となっているが、③6年〇〇の出席数」（以下「本件対象公文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、令和7年4月16日、本件請求について、「学校及び教育委員会で保有している文書はない。また、当時作成されていたとしても、既に保存年限を超過しているため確認できない。」として不開示（保有していない）決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和7年7月15日、本件処分を不服として、行政不服審査法2条の規定により審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取消し、対象文書の全部開示するよう求めます。

第4 審査請求人の主張要旨

「実施機関が非開示とした当該文書は平成30年3月7日に開示されている文書であり（①表）、また、いじめ重大事態の調査できわめて重要なものであるため、いじめにより不登校となり、教室に入れなかったことの証明になるため開示されるべきものであると考えます。（調査が終了したのは令和〇年〇月です。）

資料①のとおり、実際に開示いただいています。

『H30年3月7日（水）午後5時本館5階市政情報課』と事前に約束して開示していただきました。当日は資料①の表の説明もありました。この表

について、疑問に思うことがあったのでかなりボールペンで記入してしまっていますが、当日の面談に合わせて表を作成してくださったようで、平成30年3月6日現在となっておりますし、表を急いでもってこられました。

資料②はH30.2.16受付堺市個人情報開示請求書とそれに係る決定通知書（堺学教第7872-2号、3号）です。堺学教第7872-1号は資料①の表を開示されたため廃棄したのではないかと思います。」

第5 実施機関の主張要旨

審査請求人の主張に対し、以下のとおり弁明する。

本件審査請求人は、審査請求書において「平成30年3月7日に開示されている文書である。」と主張している。

審査請求人の主張では、当時開示決定をしているとのことであるが、平成30年2月16日付けの個人情報開示請求（以下「前回請求」という。）に対する決定通知書には、「5、6年の授業を受けられた日（できれば月毎）」に関する開示の記載はない。

当時の担当者に確認すると本件公文書について、「現時点では、学校及び教育委員会にはなく、開示請求ではなく、学校で対応させていただく。したがって、本開示請求に対しては、その他の請求内容に対して対応する旨電話で説明した。」と聞いている。

以上の理由から、本件対象公文書は保有していないため、不開示とする本件処分を行った。

第6 審議会の判断

1 実施機関における本件対象公文書の不存在について

(1) 平成30年3月6日時点の出席状況の表

審査請求人の主張において、本件対象公文書が開示されたのは平成30年3月7日とされているが、実施機関によれば、当該表の保存期間は堺市文書規程第32条第2項に基づき5年であり、平成30年3月7日を起算として、本件請求時には既に5年以上経過している。したがって、実施機関が本件対象公文書を平成30年3月7日に保有していたとしても、既に保存年限を超過しているため不存在とした実施機関の判断に不合理な点はない。

(2) 枝番付与を根拠とする「全部開示決定」存在の主張について

審査請求人は、前回請求に対する決定通知書として「堺市個人情報一部開示決定通知書」（文書番号の枝番2）及び「堺市個人情報不開示決定通知書」（文書番号の枝番3）が存在することから、文書番号の枝番1に該当する「堺

市個人情報開示決定通知書」が存在し、これが「平成30年3月6日時点の出席状況の表」を全部開示した決定であると主張する。

一方、実施機関に確認したところ、枝番の付し方には明確な規則はないが、通常、枝番1は個人情報開示請求の供覧に用いた場合に付されるとの運用説明があった。

さらに、審議会において、反論書に添付された前回請求に対する各決定通知書を確認したところ、文書番号とは別に整理番号が付されており、「堺市個人情報一部開示決定通知書」には整理番号の枝番1、「堺市個人情報不開示決定通知書」には整理番号の枝番2が付されていることが認められた。

仮に審査請求人の主張どおり「堺市全部開示決定通知書」が存在すれば、整理番号の枝番1はそちらに付されるのが自然であり、「堺市個人情報一部開示決定通知書」には整理番号の枝番2が付されるはずである。

以上を総合すると、文書番号・整理番号の枝番の付番状況のみから、当時「全部開示決定」が存在したと推認することはできず、実施機関が「全部開示決定は行っていない」と説明することに不自然な点は認められない。

(3) 小学校卒業までの出席状況に関する資料、6年〇〇の出席数に関する資料

上記(1)と同様に、本件請求時点では小学校卒業から5年以上経過しており、保存期間の経過により、当該資料は不存とする実施機関の判断に不合理な点は認められない。

2 以上の理由により、当審議会は「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考) 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年12月 1日	諮問書の受理
令和7年12月 9日	審 議
令和8年 1月19日	審 議
令和8年 2月24日	審 議
令和8年 3月24日	審 議
令和8年 4月17日	審 議
令和8年 5月7日	答 申

(参考) 堺市個人情報保護審議会委員

氏 名	所 属 等	備 考
岡本 大典	弁 護 士	会 長
中野 佳子	弁 護 士	会長職務代理者
白須 真理子	関西大学 法学部教授	
高野 恵亮	大阪公立大学大学院 都市経営研究科教授	
堀内 佐智夫	(堺商工会議所常議員 大阪ガス株式会社 南部・和歌山地区 統括支配人)	